

御用人として由比民部・矢野所左衛門・矢部覺左衛門、其の外御歩・料理人等御供にて江戸より罷越し、新丸及び石川門外に江戸町とて長屋を建て置かれけり。とありて、右は慶長六年也。三壺記等に十年に係くるは誤なり。三州志來因概覽附録に云ふ。江戸町とは今の蓮池の地也。按ずるに御附家老興津内記一人は新丸に居し、御用人以下は江戸町に貸屋渡り住居せしなるべし。といへり。又象賢紀略に、其明年十月晦日、御城天守へかみなり落ち申す。と見え、三壺記に、雷火にて御本丸御新宅悉く焼失、御前様并に女中宇喜津内記屋形へ入れ奉り、其外の女中は中川宗半へ入れ、二三、丸并に新丸の大名衆へ、銘々に御父子共入らせ給ひけり。又云ふ。元和六年十二月廿四日の夜、御城中奥方より出火、御前様・姫君様・若君様方、三、丸宇喜津内記屋敷へ入らせられ、利光卿は北、丸山崎美濃屋敷へ御入被成云々。三州志來因概覽附録に、三壺記及び山崎家傳に、此の時御前様等三、丸宇喜津内記屋敷へ被爲入とあり。按ずるに爰に三、丸と書きたるは、三、丸の外と書くべきを、外の字を落字せし成るべし。と自註す。平次按ずるに、興津

内記が實名は忠治といへり。越中礪波郡埴生八幡宮に、内記在判の奉書あり。其の寫左の如し。  
 已上  
 一書令啓候。然者兩御所様・筑前様御三人御陣之御祈禱、從上様被成度之由被仰出候間、其元於御神前御祈念候而、御札守可有御上候。此度之儀に候間、隨分被入御情候事肝要候間、尙追而可申入候。恐々謹言。  
 慶長十九年十一月廿日 興 内記忠治 判  
 埴生神主殿御宿所  
 又古定書中に載せたる、慶長廿年卯月三日本多安房守横山山城守兩人より金澤町肝煎宛の金澤町中役儀々條書に、左の如く載せたり。  
 一、上々様より御買物被仰付候者、山城守切手次第可相渡候。從御前様御買物之儀者、興津内記切手次第たるべき事。  
 三州志馳藤餘考の頭註に云ふ。勝臣興津内記・承官由比民部・矢部覺左衛門・矢野所左衛門四人共、夫人歸岱の後皆我が臣と成る。興津内記の後は外記と云ひて、寛永十七年利

次君の從臣と成り、富山に行きたり。興津内記は、元和六年の記に、無役衆の内に二千石とあり。といへり。平次按ずるに、元和元二年の土帳にも、無役衆の内に二千石興津内記とありて、天徳院君在世の時より吾が藩士に列せられたり。舊藩中金澤町奉行支配細工人に興津某といふあり。此の由緒書に、興津内記の子孫なるよし記載す。富山の興津氏の別家ならんか。

○津田玄蕃正忠番第

此の第地は、新丸作事所の地也と、有澤武貞の金澤細見圖譜にいへり。三州志來因概覽附録には、津田玄蕃第は、作事所の隣地なり。延寶四年今の作事所へ作事所を復歸せし時、境内狭き故に、玄蕃家を作事所へ取込み、作事所となしたる歟。されば萬治の頃までは、玄蕃家猶此の所に在りしと見えて、萬治二年關東目付來る時、玄蕃家をあけ、此の家へ目付衆を入れ置きし事年表等にあり。又貞享二年の圖に、作事所既に今の地狀也。又同圖に、今の玄蕃第の所に津田内藏助とあり。内藏助は玄蕃正眞の初名也。是を以て考ふれば、玄蕃今の第地へ移るは、寛文中の事成るべし。と

いへり。平次按ずるに、玄蕃正忠は津田刑部義忠の男也。一萬千七十石を賜はり、家老役を勤め、萬治三年八月六日歿す。其の嗣子内藏助正眞、是二代玄蕃也。寛文元年日帳に、十月十六日、津田玄蕃先屋敷長屋繕、住居仕直事御作事奉行へ申渡す。と見えれば、此の頃既に城内新丸の地を退去して、尾坂下の第地を賜はり移轉せし事知られり。

○作事所

此の地は、新丸の中央にて、尾坂門の西側也。三州志來因概覽附録に云ふ。作事所は、其の古へ本源寺尾山城にある時の塔司残りたるを、我が世と成りて、それを直に作事所に用ひ置かせらると云ふ。是即ち今の作事所の地也。年譜に、萬治二年七月作事所を今の蓮池亭の地に改め造るとあり。所謂是故作事所也。其後再び此作事所を最前の地に復す。延寶四年九月の舊記に、故作事所に座敷を建てさせらるゝ事見ゆれば、此の時今の作事所の地へ復せしなるべし。さて此の時作事所境内狭きゆゑ、隣地の津田玄蕃第を一緒に併せ、今の作事所と成したるならんと。自註に云ふ。有澤武貞